

WPM コンソーシアム 知的財産権に関する指針

第1条（目的）

ワイヤレスパワーマネジメント（WPM）コンソーシアム（以下「本会」という）の標準化活動の成果を広め、ワイヤレス給電市場を拡大するために、本会の標準化活動に参画する企業、団体、個人の知的財産権に関する指針を定める。

第2条（対象とする知的財産権）

本指針が対象とする知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、半導体集積回路の回路利用配置権とする。

第3条（適用範囲）

本指針は、本会の会員を対象とする。但し、本会の役員会において、ワイヤレス給電の標準化に利すると認めた関連団体（以下「関連団体」という）であって、同団体が本指針への適用を認める場合にはこの限りではない。

第4条（知的財産権の提示）

本会の会員が目的とする標準化の内容を実現する上で必要な知的財産権をすでに所有している場合（特許出願においては出願公開がされた場合を含む、以下同じ）、または、それらの知的財産権を本会の会員になった後に所有した場合、その内容を本会事務局に対して提示する。本会の事務局は、ワーキンググループの諮問を経て、役員会と当該知的財産権を所有する本会の会員と協議により、会員の利益に資する方法によって、上記知的財産権の存在を本会の各会員ないし関連団体に知らせ、本会の会員並びに関連団体がその内容を認知し、その利用を促進するものとする。

第5条（提示されるべき知的財産権の決定）

提示されるべき知的財産権の範囲及び提示時期は、本会のワーキンググループへの諮問を経て、役員会にて「WPM コンソーシアム知的財産権の取扱いに関するガイドライン」としてこれを決定する。決定に際しては、明確なガイドライン、個別の知的財産権の指摘など、明確に区別できる基準をもって、これを定めなければならない。尚、各会員は、他の会員の所有する知的財産権を発見した場合に、役員会に提示の要求を行うことができる。

第6条（提示された知的財産権の実施許諾に関する確認書の提出）

本会の会員は、第4条によって提示される知的財産権について、「WPM コンソーシアム知的財産権の取扱いに関するガイドライン」に添付されている「知的財産権実施許諾確認書」を、本会事務局に提出しなければならない。

第7条（提示された知的財産権の実施許諾）

本会の会員における、会員相互ないし関連団体における当該提示された知的財産についての実施許諾については、合理的かつ非差別的な条件で実施許諾するものとし、知的財産権実施許諾確認書においてこれを表示する。尚、本会の会員は、当該提示された知的財産権に関する実施許諾確認書を提示しない所有者に対しては、本会の会員自身の知的財産権を実施許諾する義務は負わないものとし、更に当該所有者が既に他の本会の会員から得ていた実施許諾は当該会員によって取り消されることがあるものとする。実施許諾は、当該知的財産権を所有する本会の会員と許諾を受ける会員又は関連団体との間で締結される契約によって行われる。

第8条（知的財産権に係わる紛争）

本会は、目的とする標準化の内容のすべてまたはその一部が、本会の標準化活動の参画会員または第

三者の知的財産権の対象に含まれるか否かについて、評価、または確認する義務はない。更に、本会は、知的財産権に係わる紛争について、一切の責任を負わないものとする。

第9条（標準化提案内容に係る権利主張）

本会の標準化活動を目的に、本会に対して提案した意見、考案、コンテンツについては、その著作権、および営業秘密を本会に主張してはならない。本会の各機関は、標準化審議の為に、当該提案内容を複製、および改変し、更に、必要に応じて本会の役員会が認める第三者に開示することができる。

第10条（規約の変更）

この指針は、役員会において、出席委任状を含めた出席数の過半数以上の議決を得た場合に変更することができる。

附則

本指針は、平成27年9月24日から施行する。